

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3023号)

令和5年10月19日

横情審答申第3023号

令和5年10月19日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和3年9月6日こ北児第922号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「嘱託書（回答）（令和2年度こ北児特定番号）」の個人情報非訂正
決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「囑託書（回答）（令和2年度こ北児特定番号）」の個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「囑託書（回答）（令和2年度こ北児特定番号）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年6月18日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 保有個人情報の訂正請求について、旧条例第34条第1項は「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定し、旧条例第36条は「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。
- (2) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1267号では、訂正請求は実施機関が保有する個人情報について「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものであり、ここでいう「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものとされている。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条では、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者

をいう。以下同じ。) について行う、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える等の行為を「児童虐待」と定義している。

- (4) 「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月23日雇児総発0823第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知による改訂版)では、身体的虐待の具体例として「叩く」という行為を明記している。また、同手引きには、「子ども虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されないことは言うまでもない。」と明記されている。
- (5) 「体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問に対する答弁書」(平成28年12月9日内閣参質192第45号)は、「ある行為が民法第822条の規定による懲戒に含まれるかは、それが子の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われたか否かによって判断すべきものであり、その範囲内で行われたか否かについては、様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある。また、ある行為が児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待に当たるか否かについては、児童及び保護者の状況、生活環境等を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある。」としている。
- (6) 横浜市北部児童相談所長(以下「北部児童相談所長」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び児童虐待防止法に基づき必要な調査を行い、様々な事情を総合的に考慮して、審査請求人から子に対する身体的虐待があったと考えられると個別具体的に判断し、本件保有個人情報を作成した。
- (7) 旧条例第35条第1項の規定に基づき提出された書面及び資料によっても、本件保有個人情報における「身体的虐待」及び身体的虐待の目撃による心理的な影響に関する記載に「事実」の誤りが認められないことに加えて、本件保有個人情報の作成の前提となる判断に児童虐待防止法の解釈の誤りもないことから、旧条例第36条の規定に基づく訂正を要する理由は認められない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、訂正請求書、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取り消しを求める。
- (2) 「特定個人Aに対する身体的虐待があったと考えられる」との記載を「特定個人Aに対する身体的な児童虐待まではなかったと考えられる」に、「加えて、実父か

ら特定個人Aへの暴力を目撃していた特定個人Bにも心理的な影響があったものと考えられる」との記載を「加えて、特定個人Aに対する身体的な児童虐待まではなかったと考えられることから、目撃していた特定個人Bにも心理的な影響があったかどうかは不明である」と訂正するよう求める。

- (3) 本件保有個人情報を作成した北部児童相談所長は、身体的な児童虐待の法律上の定義の意味を取り違えており、客観的に正誤の判断ができる誤記に該当することから、訂正の必要がある。
- (4) 身体的な児童虐待については、法律上、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」と定義されており（児童虐待防止法第2条第1号）、かつ、児童の親権を行う者が児童のしつけに際して体罰を加えることにより当該児童を懲戒してはならないことが法律上定められたのは、令和2年4月1日である（児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号））。
- (5) 令和3年1月22日付北部児童相談所長の作成に係る「令和2年12月19日付照会書について（回答）」（以下「令和3年1月22日付回答」という。）では、本件保有個人情報における「特定個人Aに対する身体的虐待があったと考えられる」との記載について、「なお、しつけとして児童を叩く行為は、児童虐待の防止等に関する法律の法改正（令和2年4月施行）以前から、身体的虐待に該当する行為である旨は申し添えます。」と回答しており、法律の定義とは異なる意味で「身体的虐待」という用語を使用していることは明白である。
- (6) 本件保有個人情報における「加えて、実父から特定個人Aへの暴力を目撃していた特定個人Bにも心理的な影響があったものと考えられる。」との記載については、「特定個人Aに対する身体的虐待があったと考えられる。」との記載を前提とするものであり、「身体的虐待」が明白な誤記に該当する以上、「暴力」の意味も大きく変容することになる。
- (7) 本件保有個人情報の記載内容については、北部児童相談所長に一定の裁量権が認められるとしても、法律で定義されている用語と同じ用語（重複する用語を含む。以下同じ。）を使用するときは、当然、当該法律で定義されている意味で使用する必要があり、法律で定義されている意味と異なる意味で使用することは、明白な誤記に該当する。

北部児童相談所長は、児童虐待防止法の解釈について、児童虐待防止法を所管する

厚生労働省及び厚生労働省を統轄する内閣の見解に従う必要がある。

- (8) 本件保有個人情報、横浜家庭裁判所書記官から北部児童相談所長に対する嘱託書に基づき作成されたものであり、横浜市北部児童相談所（以下「北部児童相談所」という。）が把握している身体的な児童虐待の該当性に影響を与える事情は、何らかの形で必ず記載されているはずであるが、「児童及び保護者の状況、生活環境等を総合的に考慮して個別具体的に判断」するために必要不可欠な情報や「子の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内・・・で行われたか否かについて・・・様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断」するために必要不可欠な情報は記載されていない。

仮に、北部児童相談所長がこれらの必要不可欠な情報が存在しないにもかかわらず、身体的な児童虐待に該当する旨の記載をしていたとすれば、裁量権の逸脱濫用に該当する違法行為であることは明白であるが、そうでなければ、身体的な児童虐待の法律上の定義の意味を取り違えていたことになる。

令和3年1月22日付回答及び本件処分の個人情報非訂正決定通知書における訂正をしない理由の記載は、叩くという行為があったことのみをもって、身体的な児童虐待の法律上の定義に該当することを示唆するものであり、身体的な児童虐待の法律上の定義の意味を取り違えていることを示している。

- (9) 審査請求人は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第132条の2第1項の規定に基づき、令和3年9月8日付で照会書（以下「令和3年9月8日付照会書」という。）を送付している。

ここでの照会事項は、本件保有個人情報における「身体的虐待」の記載及び身体的虐待の目撃による心理的な影響に関する記載が児童虐待防止法第2条に規定されている定義の正しい解釈に基づかない誤記であるかどうかを判断する上でも重要な要素である。

今後、訴訟の提起が予定されている以上、民事訴訟法第132条の2第1項各号に定める回答拒否事由に該当しない限り、積極的な回答がなされるはずであるところ、北部児童相談所は、正当な理由なく回答を拒絶している。

- (10) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会においては、旧条例に基づく調査等の権限に基づき、令和3年9月8日付照会書の照会事項についても必要な調査等を行った上で答申することを求める。

- (11) 本件保有個人情報が提出された横浜家庭裁判所における面会交流審判において、

北部児童相談所が主張している審査請求人による身体的虐待の事実を認めず、面会交流を認める決定があった。

司法判断において身体的虐待の事実が認められなかったことは、北部児童相談所長が身体的な児童虐待の法律上の意味を取り違えており、客観的に正誤の判断ができる誤記に該当することを間接的に証明するものである。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会においては、十分考慮した上で、適切な答申をすることを求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 児童相談所に係る事務について

ア 児童相談所は、児童福祉法に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関である。

イ 児童相談所の業務の中で、児童虐待への対応においては、児童の安全確認や家族の支援のために、当該家族の状況について、調査確認をすることが求められる。児童相談所では、児童虐待の通告、通報、相談があった場合、児童の安全を最優先にしながら適切な措置を講じられるよう業務を行っている。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）の規定により、北部児童相談所長が審査請求人及びその家族に関して横浜家庭裁判所から囑託された事項について回答した文書である。

(4) 本件訂正請求について

審査請求人は、本件保有個人情報において、北部児童相談所長が法律の定義とは異なる意味で「身体的な児童虐待」という用語を使用しているとして、本件保有個人情報の訂正を求めている。

(5) 本件処分の妥当性について

ア 保有個人情報の訂正請求権について、旧条例第34条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

イ 旧条例第34条に規定する訂正請求は、当該保有個人情報に「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものである。「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものであり、「評価・判断」に関する事項には及ばないものと解すべきである。

ウ 審査請求人は、本件保有個人情報において、北部児童相談所長が法律の定義とは異なる意味で「身体的な児童虐待」という用語を使用しており、明白な誤記に該当する、令和3年1月22日付回答及び本件処分の個人情報非訂正決定通知書における訂正をしない理由の記載は、叩くという行為があったことのみをもって、身体的な児童虐待の法律上の定義に該当すると判断していることを示唆するものである旨主張し、実施機関は、児童虐待防止法の解釈に誤りはないと説明している。

「子ども虐待対応の手引き」によれば、「個別事例において虐待であるかどうかの判断は、児童虐待防止法の定義に基づき行われるのは当然であるが、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断すべきである。」と記載されており、「体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問に対する答弁書」では、「ある行為が児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待に当たるか否かについては、児童及び保護者の状況、生活環境等を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある。」とされている。実施機関は、本件保有個人情報の作成に当たり、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき必要な調査を行い、様々な事情を総合的に考慮し、個別具体的に判断したと説明している。

当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、本件保有個人情報は、特定の家事事件に関して横浜家庭裁判所から囑託された事項について、北部児童相談所長が調査し、評価・判断した経過及び結果を回答したものであった。

本件保有個人情報に記載されている行為が児童虐待防止法の定義する身体的な児童虐待に該当するかどうかは、「子ども虐待対応の手引き」及び「体罰や懲戒の定

義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問に対する答弁書」にあるように、様々な事情を総合的に考慮し、個別具体的に判断されるものであり、審査請求人が当該主張に基づき本件保有個人情報の訂正を求める部分は、北部児童相談所長の「評価・判断」に関する事項であると認められるため、訂正請求の対象となる「事実」には該当しない。

エ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

オ したがって、本件訂正請求には理由があるものと認めることはできない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 9 月 6 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 10 月 11 日 (第274回第三部会) 令和 3 年 10 月 26 日 (第354回第一部会)	・諮問の報告
令和 3 年 10 月 26 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 3 年 10 月 27 日 (第407回第二部会)	・諮問の報告
令和 3 年 12 月 9 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 5 年 5 月 18 日 (第293回第三部会)	・審議
令和 5 年 6 月 29 日	・審査請求人から意見書（追加）を受理
令和 5 年 7 月 3 日	・審査請求人から意見書（追加）（訂正）を受理
令和 5 年 7 月 20 日 (第295回第三部会)	・審議
令和 5 年 7 月 24 日	・審査請求人から意見書（再追加）を受理
令和 5 年 8 月 17 日 (第296回第三部会)	・審議
令和 5 年 9 月 21 日 (第297回第三部会)	・審議